

令和3年度水田収益力強化ビジョンの考え方および 今後の推進（案）

以下の考え方にもとづき「福島県水田収益力強化ビジョン」の策定
および今後の推進をすすめる。

I. 令和3年度水田収益力強化ビジョンの考え方

1. 福島県水田農業の現状・課題

- 主食用米の需要が急速に減少する一方、被災12市町村での営農再開面積は年々増加。
- 水田における麦・大豆・高収益作物の作付比率は小さく、非主食用米においても飼料用米・備蓄米で全体の概ね90%を占める現状。
- 非主食用米においても加工用米・輸出用米の拡大、麦・大豆等の拡大など多様な水田農業への転換が大きな課題。
- 地域農業再生協議会単位での水田農業の将来展望にかかる議論、検討が不十分。

2. 基本的考え方

- 人口減少とコロナ禍により加速されている需要の急激な喪失に対応し、需要に応じた米の生産販売に徹底して取り組むこととし、「生産数量の目安（面積）」55,700haの確実な達成に向け水田農業にかかわる関係者一体となって、以下を重点として取り組みをすすめる。
 - ① 備蓄米県別優先枠27,050トンの確実な取り組み
 - ② 複数年契約による飼料用米生産の大幅拡大
 - ③ 加工用米・輸出用米の大幅拡大
 - ④ 麦・大豆等水稻以外作物への転換促進
 - ⑤ 事前契約等拡大による「ふくしま米」の需要確保
- 加工用米・輸出用米および麦・大豆については、令和2年度第3次補正における「水田リノベーション事業」等を積極的に活

用し拡大をはかる、また産地交付金県域枠についても飼料用米（多収品種）への助成措置を廃止するなどにより、加工用米・輸出用米への助成単価を引き上げ転換を促進する。

- 麦・大豆や高収益作物への転換については、県として「麦・大豆生産強化計画」「水田農業高収益化推進計画」を策定し、関係者が一体となった推進を展開。
- 主食用米については、生産面積の削減をすすめるとともに、「天のつぶ」等多収品種への品種転換を大胆にすすめるとともに、担い手への農地集約等も含めたコスト削減に取り組み、他県と比較して競争力のある生産構造への転換をすすめる。
- このため生産者には「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」への意識転換を促し、多収品種や多収技術の導入を継続して推進する。
- そのため、地域農業再生協議会や方針作成者が連携し、早期に地域の制度別・用途別作付計画や推進方針の協議が必要。

3. 作物ごとの作付予定面積

単位：ha

作物	2年産作付面積	3年産作付予定面積※1	5年産作付目標面積※2
主食用米	59,200	55,700	55,000
飼料用米	4,933	7,000	7,300
米粉用米	5	地域の積み上げ	—
新市場開拓用米	41	100	—
WCS用稻	952	1,200	—
加工用米	424	1,000	1,100
備蓄米	5,568	5,600	—
麦	300	400	600
大豆	669	750	1,000
飼料作物	1,655	2,005	2,000
そば	1,714	1,874	2,000
なたね	55	60	—
その他地域振興作物			
園芸作物	地域の積み上げ	地域の積み上げ	2,200

※1：令和2年12月1日「令和3年産米の制度別・用途別作付計画等」より。

※2：令和2年12月1日「令和3年以降の福島県水田農業のあり方にかかる今後の方向」より。

II. 今後の推進

1. 地域農業再生協議会での制度別・用途別作付計画の早期策定

- 令和3年度は、令和2年度第3次補正とともに「水田リノベーション事業」等への対応および令和2年度に引き続き、産地交付金の「転換作物拡大加算」「高収益作物等拡大加算」について地域農業再生協議会単位での当初計画にもとづく交付が予定されることから、地域農業再生協議会単位での制度別・用途別作付計画・取り組み目標の早期策定が例年にも増して重要。
- このため、早期に地域農業再生協議会・方針作成者等も含めた協議を実施し、計画作成および農業者推進をおこなうことが肝要。

2. 生産者推進および方針作成者との協議のポイント

(1) 現在の需給環境の生産者への十分な理解促進

- 県推進会議として生産者向けのポスター・チラシを配布したが、これに加えてそれぞれ地域農業再生協議会で創意工夫のうえ、制度別・用途別手取試算等を提示し、飼料用米等への転換を促進。県推進会議としても2月上旬には産地づくり通信を発行するとともに生産者向け新聞広告を掲載予定。
- 米価下落が想定される中、主食用米に限らずどの制度の米を生産しても、手取りはほぼ一緒になることを生産者に説明。
- 生産者についても中山間地・平場、大規模生産者・小規模生産者それぞれ区分し、米価下落の影響が極めて大きい大規模生産者をはじめとする地域の中心的担い手層に積極的に推進。
- 推進に当たっては、地域農業再生協議会の市町村等事務局を中心、県農林事務所、東北農政局福島県拠点、JA・商系集荷業者等と一体となって取り組みを展開。

(2) 方針作成者との協議

- 令和3年産米の生産削減の目途が立たなければ、令和2年産米価は徐々に下落していくとともに、集荷業者の販売が停滞。特に福島県は令和元年産米が流通段階に多く残っており、他県よりも影響が大きいと想定。

- 令和3年産米の作付動向が明らかになるのは、早くも本年4月以降、先ずそこまでの推進が第一段階の山場。
- このため、地域農業再生協議会は方針作成者等の集荷・販売業者と緊密に連携をとり、地域の生産者に何をどう推進するのか決めて取り組みを展開する必要、したがって集荷業者の販売環境の把握が何よりも重要。
- 備蓄米は競争入札となり、第1回の応札で終了する可能性があり、数量の大幅拡大は期待できず、場合によっては数量減もあり得る状況。
- このため、飼料用米・加工用米等により主食用米を大幅に削減し、令和3年産米の円滑な流通を実現することが何よりも重要。

以上